

三世同居・近居のための住宅取得などを支援します

問 建築課 (☎ 62-1021) ID 1007083

対 中学生以下の孫、その親（以下「子」、孫の祖父母または曾祖父母（以下「親」）の三世で同居または近居*1する人
*1 親家族が市内に住所を有し、次のいずれかに該当する形態

- 子家族と親家族が同一または隣接の小学校区内のそれぞれの住宅に居住すること
- 子家族が刈谷市立地適正化計画に定める居住誘導区域内に住宅を新築または取得し、居住すること

対象経費、補助金額など 三世で同居または近居するための住宅の建築や取得などに係る費用で100万円以上のもの

区分	補助額	加算額		合計 (上限額)
		居住誘導区域に 立地する場合	子と生活する中 学生以下の孫が 3人以上の場合	
同居	新築、取得、増築または改築 (増改築の面積が10㎡を超えるものに限る)	10万円	10万円	100万円
	リフォーム*2			50万円
近居*1	新築、取得			40万円

*2 新たに三世同居を開始する、子または親が市内に所有する住宅で行う工事で、次のいずれかに該当するもの

- 調理室、浴室、便所および玄関のうち1種類以上の増設または改修
- 間仕切壁（建具を含む）の設置または撤去

対象住宅 居住部分の床面積が50㎡以上の一戸建ての住宅、併用住宅（居住部分の床面積が2分の1以上のもの）、共同住宅または長屋の住戸で、次のいずれにも該当する住宅（3親等内の血族が所有する住宅を取得する場合を除く）

- 補助対象者の名義で所有権保存登記または所有権移転登記がされていること
- 補助対象者およびその配偶者の所有権割合の合計が2分の1以上であること
- 近居は、子家族が居住するための住宅（住所を変更するものに限る）であること

申 当初の工事請負契約または売買契約を締結する前に、認定申請書（市HPでダウンロード）を建築課へ。

※令和6年4月1日から6月30日までに工事請負契約または売買契約を締結した人は、7月30日(火)までに申請してください。

他 令和5年度に工事請負契約または売買契約をした人で、令和6年4月1日から12月31日までに契約に係る支払を完了した人も補助の対象となります。詳細は、市HPまたは建築課へ。

民間住宅瓦屋根耐風診断・耐風改修補助

問 建築課 (☎ 62-1021) ID 1017270

◆耐風診断

屋根ふき材などが建築基準法施行令の規定に基づいた構造方法に適合するかどうかをかわらぶき技能士などが確認するために行う診断

補助金額 対象経費の3分の2の額（上限21,000円）

対 次の全てに該当するもの

- ①令和3年12月31日以前に着工された瓦屋根の住宅のうち、同日後に瓦屋根の改修が行われていないもの
- ②区分所有された住宅の場合は、管理組合で合意形成が図られたもの
- ③住宅の所有者と使用者などが異なる場合は、所有権などを有する全員の同意を得たもの
- ④同一の利用に供されている一団の土地に所在する住宅において、耐風診断に係る補助金の交付を受けていない住宅

申 契約締結前に、申請書（市HPでダウンロード）を建築課へ。

◆耐風改修

耐風診断により告示基準に適合していないとされた住宅の瓦屋根の全面を、告示基準に適合するよう行う工事またはスレート、金属などの不燃材料の屋根ふき材へ改修を行う工事

補助金額 対象経費の100分の23の額または当該耐風改修に係る瓦屋根の面積1㎡当たり5,520円を乗じた額のいずれか少ない額（上限552,000円）

対 次の全てに該当するもの

- 耐風診断の①～③
- 昭和56年6月1日以降に着工された住宅または昭和56年5月31日以前に着工された住宅で耐震性を有するもの（同日以前に着工された住宅で耐震性を有しないもので耐震改修工事と同時にを行うものを含む）
- 同一の利用に供されている一団の土地に所在する住宅において、耐風改修に係る補助金の交付を受けていない住宅

申 契約締結前に、申請書（市HPでダウンロード）を建築課へ。